

## ○狭あい道路整備事業における注意事項○

～狭あい道路整備事業でよくある質問です～

### 1. H30年度からの狭あい道路整備事業の改定について

(1) 具体的に何がどう変わりましたか。

⇒大きく分けて3つ変更点があります。

① 中間検査の簡略化

これまですべての物件が中間検査の対象でしたが、下記の物件に限り中間検査の対象となりました。それ以外の物件については、中間検査を省略し、拡幅工事を着手できるようになります。

- ・助成金及び奨励金の交付を受ける場合
- ・市長が中間検査を必要と判断した場合

② 変更協議の手続きの追加

これまでは、計画に変更が生じた場合に、改めて協議を行っていましたが、改正により変更手続きができるようになります。

③ 各申請・各届出様式の見直し

要綱・要領の改正に合わせて、各申請・届出様式の内容も一部変更があります。平成30年4月1日から新しい様式で提出して下さい。

(2) 平成29年度以前に事前協議や中間検査を済ませたものについては、いつから新しい様式を使えばよろしいですか。

⇒平成30年4月1日から提出する書類は新しい様式になります。

なお、平成30年4月1日以降は、旧様式の使用はできません。

(3) 平成29年度以前に事前協議を済ませたものについては、中間検査は受ける必要はありますか。

⇒中間検査の必要の有無については、建築指導課の担当と調整してください。

### 2. 事前協議申請について

(1) 図面の描き方や写真の撮り方・様式に指定はありますか。

作成日：平成 30 年 3 月 12 日

⇒当課のホームページ（下記参照★）に掲載している記入例等を参考に行ってください。特に、寸法線の取り方や面積（小数点以下の数値）の取り扱い、現況写真等を撮る際のロッドの設置方法等にご注意ください。

（2）道路中心線の位置は那覇市が決めるのですか。

⇒道路中心線は、申請者の責任のもと、周辺住民と協議を行い決定してください。その後、那覇市建築指導課と協議を行う必要があります。

（3）周辺住民と協議を行い、道路中心線を決定した際に協議書等の書面を交わす必要がありますか。

⇒事前協議の添付書類として提出は求めていませんが、周辺住民とのトラブル回避のために書面を交わすことをおすすめします。

（4）事前協議書の添付資料である公図は、インターネットから取得したものを添付してよろしいですか。また、登記簿謄本も必要ですか。

⇒よろしいです。また、登記簿謄本も必要です。提出する公図及び登記簿謄本は、オンライン申請で取得したもので構いません。

（5）委任状は、各申請時に毎回必要ですか。

⇒事前協議時に添付される委任状の委任内容に、「事前協議の手続き・中間検査申請手続き・助成金等交付申請・助成金等交付請求」等の各内容が記載されていれば、委任状は一つでかまいません。尚、「事前協議等」や「狭あい協議手続き一式」などの記載方法では、すべての申請の委任とはなりませんのでご注意ください。

（6）過去の建築時（狭あい道路整備事業が開始される以前）に、道路の後退（セットバック）をしており、幅員が 4m ある場合は事前協議を行う必要がありますか。

⇒幅員を確定させる意味でも事前協議が必要になります。事前協議書の提出をお願いします。

（7）申請書の押印について教えてください。

⇒①法人の代表取締役が申請者の場合  
押印は、下記のいずれかです。

1.代表取締役印

2.会社印と個人印

②法人が申請者の場合

押印は、会社印と会社印が登録されている証明書等が必要です。

作成日：平成 30 年 3 月 12 日

⇒また、法人やその代表取締役が申請者の場合、申請者名の略称にご注意ください。

1. 「株式会社」を「(株)」等と略すのは可
2. 「代表取締役」等を「(代)」等と略すのは不可

### 3. 中間検査申請について

(1) 中間検査の申請はいつ行えばよろしいですか。

⇒後退用地内にある塀などの構造物を撤去し、後退後の道路幅員が確認できる状態になりましたら、速やかに検査申請を行ってください。工事完了直前の申請にならないようご注意ください。

(2) 中間検査はどのような時に必要ですか。

⇒助成金及び奨励金の交付を受ける場合や、事前協議において、中間検査が必要と判断されたものは必要です。

### 4. 完了検査申請について

(1) 中間検査のない協議について、2項道路後退表示板と2項道路中心鉾は那覇市にいつもらいにいけばよろしいですか。

⇒拡幅整備工事の完了後、狭あい道路完了検査申請書の提出前に、那覇市建築指導課の窓口にお越しください。来庁の際は、狭あい道路整備事業の副本を持参してください。

### 5. 助成金等交付申請について

(1) 事前協議において、助成金及び奨励金の交付を受ける予定で協議を交わしましたが、助成金等の申請を取り下げたい場合はどのようにしたらよろしいですか。

⇒狭あい道路整備助成金等交付申請を行う前であれば、軽微な変更の手続きとなります。軽微な変更の手続きについては、下記に記載されています“7.変更手続きについて”の項目を参照してください。また、狭あい道路整備助成金等交付申請を行い、交付決定通知を受けた後であれば、「交付決定取消通知書（第13号様式）」を提出し取り下げ申請を行ってください。

(2) 助成金等交付申請はいつ行えばよろしいですか。

⇒中間検査済通知書を受けた後、拡幅整備工事の着手 30 日前に申請が必要ですので、速やかに交付申請を行ってください。申請を行う際は、申請者及び助成金交付先の口座の名義等が一致しているかを確認してください。また、完了検査済通知を受けた後に、助成金等交付請求を行ってください。

## 6. 整備方法について

(1) 事前協議後に、後退用地の舗装方法をコンクリート舗装からアスファルト舗装に変更したいのですが、どのような手続きが必要でしょうか。

⇒軽微な変更の手続きが必要です。軽微な変更については、「7. 変更手続きについて」の項目を参照して下さい。

(2) 道路の後退(セットバック)後の道路境界線が現場で分かるようになる必要がありますか。

⇒地先ブロックの敷設(敷地に目地をいれる等)や後退用地と計画敷地の仕上げを変えるなどで境界線が分かるようにしてください。

## 7. 変更手続きについて

(1) 狭あい道路整備事業の変更手続きはどのような時に必要ですか？

⇒「狭あい道路整備事前(変更)協議書(第 1 号様式)」に記載されている内容が変更になる場合は、狭あい道路事前変更協議が必要です。

(2) 狭あい道路整備事業の変更手続きはどのように行えばよろしいですか。

⇒「狭あい道路整備事前(変更)協議書(第 1 号様式)」及び「後退用地等使用誓約書(第 2 号様式)」に変更後の図面と変更前の図面の写しを添えて、変更に係る工事の着手 30 日前に提出してください。  
(正・副 2部)

※正は新しいファイル、副は変更前に行った協議書に添付してください。

(3) 軽微な変更該当する内容とはどのようなことですか。

作成日：平成 30 年 3 月 12 日

⇒「那覇市狭あい道路整備要領」の第 7 条に記載された内容であれば  
軽微な変更です。

(4) 軽微な変更手続きはどのように行えばよろしいですか。

⇒変更届（第 1 4 号様式）に変更後の図面と変更前の図面の写しを添  
えて（正・副 2 部）、狭あい道路整備事前協議書の副本と一緒に、  
変更にかかわる工事の着手前までに提出してください。

★那覇市役所建築指導課のHPをご覧くださいの上、ご不明な点がございましたら、那  
覇市建築指導課までお問い合わせください。